長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

国民生活センターからの情報です。

配信日 今和4年6月30日

被災地は特に注意~災害後の住宅修理トラブル~

内容

台風で傷んだ屋根を見て「今直さないと大変なことになる」と不安をあおられて、屋根修理工事を契約した。(50歳代女性)

「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。(80歳代女性)

先月の雪害により雨どいが壊れていると言われ、保険金のサポート契約をしたら、受け取った保険金の 50%が取られることが分かった。(80 歳代男性)

消費生活センターからのアドバイス

契約を迫られても、その場では契約せず、比較検討する。

不安をあおる勧誘を受けた場合、業者の話だけを信じず特に注意する。

契約する際は、工期や費用を十分確認する。

訪問販売や電話勧誘販売で契約したらクーリングオフができる。

「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意

おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」 または「各市町相談窓口」にご相談ください。





おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095 - 829 - 1234)

佐世保市消費生活センター

(0956 - 22 - 2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

(0937-02-910

諫早市消費生活センター

(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター

(0956 - 72 - 1861)

対馬市消費生活相談所

(0920 - 52 - 8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター (0959-72-6144)

西海市消費生活センター

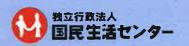
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38-7830) 南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります



液災地域は特に注意! 災害後の住宅修理トラブル

【事例1】

台風で傷んだ屋根を見て「今 直さないと大変なことになる」 と不安をあおられて、

屋根修理工事 を契約した。 (50歳代 女性)



【事例2】

「県の防災部署から委託されている、点検に伺いたい」と電話があったが、県に確認したらそのような事実はなかった。

(80歳代女性)



【事例3】

先月の雪害により雨どいが 壊れていると言われ、保険金 の申請サポート契約をしたら、 受け取った保険金の50%が取 られることが分かった。

(80歳代 男性)





トラブルに遭わないためのポイント

- ✓ 契約を迫られても、その場では契約せず、比較検討する
- ✓ 不安をあおる勧誘を受けた場合、業者の話だけを信じず特に注意する
- ✓ 契約する際は、工期や費用を十分確認する
- ✓ 訪問販売や電話勧誘販売で契約したらクーリング・オフができる
- ✓「保険を使って自己負担なく修理できる」「申請サポートする」と勧誘されたら要注意

不安に思ったりトラブルになったら、 消費者ホットライン「188」へ

住宅に関する相談は 住まいるダイヤル 「0570-016-100」へ